

令和 6 年度

防災情報ネットワーク事業

会津南部地区データ転送設計その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度防災情報ネットワーク事業会津南部地区データ転送設計その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、会津南部地区にかかる各種情報を防災情報ネットワークに転送するシステム整備について設計を行うとともに、過年度作成済みの防災情報ネットワーク設備管理計画（案）の更新を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務において対象とする実施場所は、福島県大沼郡会津美里町穂馬地内他で別添 1 位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第 1－4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第 1－5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 受注者は作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等
		農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	

シビルコンサルティングマ ネージャー	電気電子	
	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(技術者情報の登録)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1－9 条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計法第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
 - (4) 業務成果品のミス、不備等
- 審査項目は次のとおりとする。
- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
 - b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - c) 品質管理体制が確保されているか。
 - d) 再委託への支払いは適正か。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(一社) 農業土木機械化協会	平成25年3月

(設計条件)

第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

【Ⅰ 会津南部地区防災情報ネットワーク実施設計】

1 設計基本条件

(1) 設備導入の目的

会津南部地区の持つ観測情報、気象情報等の防災情報を防災情報ネットワークに転送するため、下表に示す内容について整備を行うものである。

地区名	施設名	転送サーバ の設置	観測データ の転送	ネットワーク カメラの設置
会津南部	馬越頭首工 富川頭首工	○	○	設置済み (業務対象外)

2 その他の設計条件

- (1) データ転送サーバは、馬越頭首工、又は富川頭首工のいずれかに、1台新設することを考えている。
- (2) 馬越頭首工及び富川頭首工には、過年度工事においてネットワークカメラを設置しており、これに付随する積算電力計盤、通信機器収納盤を各頭首工の管理棟内に設置している。
- (3) データ転送サーバへの電力供給は、既設積算電力計盤から行うことを考えている。また、データ転送サーバが行う通信にあつては、既設通信機器収納盤に収納しているルータ、ONUによりインターネットに接続することを考えている。
- (4) データ転送サーバの設置に伴い、既設積算電力計盤、又は既設通信機器収納盤に性能不足が生じる場合は、改造(性能向上を含む内部機器の交換を含む)、又は更新を含めた設計を行うものとする。
- (5) 馬越頭首工及び富川頭首工におけるインターネット回線(NTTフレッツ光回線)及びプロバイダは、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所において契約済みである。
- (6) 観測データの収集にかかる検討に当たっては、会津南部地区の水管理施設はクラウド方式が採用されていることから、これを踏まえた検討を行うものとする。

【Ⅱ 防災情報ネットワーク設備管理計画(案)の更新】

1 作業条件

(1) 防災情報ネットワーク設備管理計画(案)の目的

防災情報ネットワーク設備管理計画(案)は、防災情報ネットワーク事業により整備し

てきた各種機器について、設置年度、機器仕様及び設置位置等を整理し、適時適切な更新整備に資するものである。

本業務においては、過年度に作成した管理計画（案）について、機器の更新、追加、廃止等を整理し、管理計画（案）の更新を行うものである。

2 対象地区、設備

防災情報ネットワーク設備管理計画（案）の対象地区、設備は以下のとおりとする。

凡例 ○ 整備済み
▲ 整備予定
無印 該当なし

地区名	施設名	データ 転送設備	水位計	雨量計	地震観測 装置	ネット ワーク カメラ
角田	江尻排水機場	○		○		
郡山東部	金沢調整池	○		○	○	○
〃	高柴調整池				○	○
会津宮川	新宮川ダム			○	○	○
〃	中央管理所	○		○		
会津北部	日中ダム			▲		○
〃	中央管理所	○				
雄国山麓	大深沢調整池	○	○	▲	○	○
安積疏水 （新安積）	深田調整池	○		▲	○	○
白河矢吹	羽鳥ダム	○		○	○	○
阿武隈川上流	西郷ダム	○	○	○	○	○
〃	黒土川頭首工					○
母畑	千五沢ダム	▲		▲		○
請戸川	大柿ダム	○		▲	○	○
会津南部	馬越頭首工	▲※		▲		○
〃	富川頭首工	▲※				○

※会津南部地区にかかるデータ転送設備については、本業務による実施設計による内容で管理計画（案）を作成するものとする。

（参考図書）

第2－3条

参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるもののほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	配電盤・制御盤の耐震設計指針 （J E M－T R 1 4 4）	（一社） 日本電機工業会	平成 29 年 3 月

（貸与資料）

第2－4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量	備 考
報告書	令和 3 年度防災情報ネットワーク事業 雄国山麓地区大深沢調整池雨量計他設計業務	1 式	

	令和 5 年度防災情報ネットワーク事業 母畑地区データ転送設計業務	1 式	
完成図書	令和 2 年度防災情報ネットワーク事業 会津南部地区ネットワークカメラ設置工事	1 式	
その他	令和 4～5 年度会津南部農業水利事業 会津南部地区水管理施設改修工事 関係資料	1 式	
	その他監督職員が必要と認める資料	1 式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
I 会津南部地区防災情報ネットワーク実施設計		
1 準備作業	1 式	
2 基本事項の検討	1 式	
3 実施設計	1 式	
4 点検とりまとめ	1 式	
II 防災情報ネットワーク設備管理計画（案）の更新		
1 準備作業	1 式	
2 管理計画（案）の更新	1 式	
3 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3－2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第 2－3 条、第 2－4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

る。

- 5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- (1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。

- (2) 新技術情報システム（NETIS）については、

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

- 6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領（案）に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

- 7 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

- 3 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- 4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認す

るものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

- 第2回 中間打合せ（現地調査終了段階）
- 第3回 中間打合せ（基本事項の検討段階）
- 第4回 中間打合せ（実施設計完了段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R）で正副2部及び成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R、DVD-R）により別途1部提出するものとする。

（成果物の提出先）

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 3 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 5 履行期間の変更が生じた場合。
- 6 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- 7 対外協議資料作成の必要が生じた場合。
- 8 工事設計審査資料作成の必要が生じた場合。
- 9 その他。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

業 務 名	令和6年度防災情報ネットワーク事業 会津南部地区テーマ施設建設その他業務		
図 面 名	位置図		
年 月 日			
尺 寸	-	図 面 番 号	1
会 社 名			
事 務 所 名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		

別紙1 作業項目内訳表

I 会津南部地区防災情報ネットワーク設備実施設計

作業項目	作業内容	作業数量	作業実施
1 準備作業			
1-1 現地調査	対象地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項の現地調査を行う。	1 式	○
1-2 資料の検討	貸与資料を整理、把握するとともに、実施設計に必要な資料を収集し、作業計画を確立する。	1 式	○
2 基本事項の検討			
2-1 機器仕様等の検討	気象や既存施設など現場条件を考慮し、施工性、経済性、維持管理等の観点から機器の仕様や配置など総合的に検討する。	1 式	○
2-2 データ転送設備の検討	会津南部地区の計測データを中央防災データセンターに転送するデータ転送設備の新設にかかる設計（管理項目、機器仕様、設置場所、電源、伝送方式等）を行う。	1 式	○
3 実施設計			
3-1 機器構成等の検討	必要な機器構成、機器仕様、ソフトウェア仕様、機器間の通信方式等について詳細に決定する。	1 式	○
3-2 設計図面の作成	決定した機器構成等に基づき、工事実施に必要な図面の作成を行う。 ①全体配置図 ②システム構成図 ③電気配線図 ④機器外形図 ⑤その他工事に必要な図面	1 式	○
3-3 数量計算	決定した機器構成等に基づき、工事実施に必要な数量計算を行う。	1 式	○
3-4 特別仕様書の作成	決定した機器構成等に基づき、工事実施に必要な特別仕様書の作成を行う。	1 式	○
4 点検とりまとめ	各項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	○

Ⅱ 防災情報ネットワーク設備管理計画（案）の更新

作業項目	作業内容	作業数量	作業実施
1 準備作業			
1-1 資料の検討	貸与資料を整理、把握するとともに、管理計画（案）作成に必要な資料を収集し、作業計画を確立する。	1 式	○
2 管理計画（案）の更新			
2-1 機器リストの更新	過年度作成した管理計画（案）に示す機器リストについて、その後の機器の更新、追加、廃止等を整理し更新を行う。	1 式	○
2-2 管理計画（案）の更新	過年度作成した管理計画（案）について、2-1 機器リストの更新を踏まえた更新を行う。	1 式	○
3 点検とりまとめ	各項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	○